

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和 8 年 7 月 7 日（火） 午後 2 時～午後 4 時
会 場	オンライン（Teams）
（出席委員名） ・市川 広美 ・稲山 貞幸 ・岩倉 禎尚 ・上原 美子 ・笈川美奈子 ・荻野裕佳里 ・甲斐田万智子・笠松 直美 ・多田 朋子 ・千装 将志 ・橋本 一 ・畑中 綾子 ・林 尚示 ・久本三朝男 ・保母 元美 ・宮寄 晋 ・渡辺 大 ・渡辺 大輔 （欠席委員名） ・有賀 弘一 ・岩田 泉	
1 報告 令和 8 年度人権教育課事業概要について ○ 事務局が資料に基づき説明 【質問、意見等・回答】 委 員 ： 人権作文集「はばたき」は閲覧可能か。県のホームページで公開されているか。応募作品数の全体はどの程度か。また、掲載作品は、選考を経て優秀作品を掲載しているか。 事務局 ： 当課ホームページにて広く公表しているため、誰でも閲覧可能である。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校から広く作文を募集し、昨年度の応募総数は約 3 2 万 7 千点であった。その中から選定した作品を「はばたき」にまとめている。 委 員 ： 市町村人権教育（社会教育）担当者研修について伺う。研修内容は人権教育全般に関するものか、毎年テーマを設定しているのか。また、研修内容を県のホームページで確認可能か。 事務局 ： 市町村人権教育（社会教育）担当者研修は県主催で、市町村教育委員会の社会教育担当者を対象に実施している。県及び国の動向を踏まえた人権に関わる情報提供を行い、今年度のテーマは「大人が支えるインターネットセーフティの推進」である。毎年テーマを設定して研修を実施している。なお、教職員対象のため研修内容については一般に公開していない。 委 員 ： SOSカードの効果について教えてほしい。また、性被害の問題は法的に親告罪であり、女性が申告しにくい現状がある。このカードが自然に使われることが理想だが、本人が出すことになるため決断が難しい面があると思う。 事務局 ： SOSカードは昨年 1 2 月に作成し、1 2 月から今年 1 月頃にかけて配布している。活用の実態については現在調査中であり、調査結果が分かり次第、各市町村教育委員会、県立学校に対して情報提供する予定である。また、御指摘のとおり、カードを出しにくいという声があることは認識し	

ている。SOSカードを作成した経緯としては、性被害が保護者を含め身近な人からもなかなか相談しにくい状況にあるため、子どもたちが助けを求めやすいツールとして作成した。被害内容を他人に知られずに記入が可能で、話しやすい先生に助けを求められることを説明し活用を働き掛けている。

委員：私はアウトリーチ型支援として各家庭を訪問しているが、人権教育のリーフレットは作成されているものの、草の根レベルでは十分に浸透していないと感じている。以前PTA活動に参加し、行政の社会教育課主催の研修等にも出席してきたが、働き方改革の影響でPTAが減少し、コミュニティ・スクールも十分に機能していない現状である。

こうした環境下で人権教育を推進するには、行政レベルの指導だけでなく、地域や家庭レベルでの支援や発信が必要である。NPOとして支援活動を行い、子どもたちの人権の大切さを伝える際に、リーフレットのような資料があると親御さんの理解促進に役立ち、顔と顔のつながりによる発信の機会も重要だと考える。

今後、行政の指導を越えた地域密着型の取組を検討してほしい。

事務局：行政としては勉強し、確実に情報提供を行う責務があるが、一人一人の県民に届く視点も重要であると受け止めている。現在、当課開催の参加体験学習や県政出前講座など、県民対象の取組を実施しているが、浸透度については今後も十分に留意し、広報にも努めながら人権教育を推進していく。県政出前講座については、先ほど紹介させていただいた人権感覚育成プログラムを使って、依頼者の希望に沿いながら実施しているところである。具体的な内容としては、公平・公正の尊重をねらいとした「一歩前へ進め」といったプログラムや、プラスストローク（相手の存在や価値を認める関わり方）を意識することなど、自己啓発につながるようなプログラムを取り上げているところである。

委員：資料14ページの個別の人権課題の分類について率直な意見を述べる。確かに同和問題や北朝鮮当局による拉致問題など重要かつ未解決の課題であることは理解しているが、現代の複雑・多様化した人権問題を十分に反映していない印象を持っている。

例えば、女性の貧困やシングルマザーの問題、国際結婚や外国人の親を持つ日本育ちの子どもたち、障害者と健常者の間に位置する子どもたち、さらには貧困や性被害など複合的な事例も多い。こうした現代の多層的な人権課題に個別の分類が適切に対応しカバーしているのか疑問である。

事務局：委員御指摘のとおり、人権課題は非常に複合的であり、多面的な性質を有していると認識している。分類上はテーマごとに括っているものの、研修会等では複合的な観点からも取組を進めている。しかしながら、全ての課題を網羅的にカバーすることは困難であるのが現状である。これらの点については推進すべき重要な課題と捉え、今後も改善に努めてまいりたい。

委員：資料の多様な人権課題への取組はありがたいが、子どもたちや社会への

人権そのものの理解を深める部分がやや弱いのではないかと感じている。人権とは個人がありのまま尊重されることであり、この根本理解が広まれば、女性や性的少数者、障害者に対する差別も本来的に解消されるはずである。根本の理念として「個人が個人としてあるがまま尊重される」という部分を強調した取組が存在するのかを伺いたい。

事務局： 委員御指摘のとおり、各研修においては、根幹部分として人権教育の根本理念に必ず触れており、しっかりと取り組んでいる。

委員： 人権教育の推進体制や研修会において、それぞれの対象者を網羅できるような人材育成に努めていることがよく伝わった。今後は、研修会や報告会に参加した者が得た知識や情報を、それぞれの組織内で活用し、さらに広げていく工夫も必要であると考えている。

また、SOSカードについては、長年の養護教諭としての経験から、子どもがSOSを出すこと自体が難しいことは人権問題に限らず共通の課題であると感じている。しかし、このカードを選択肢として用いる子どももいるため、その活用方法は非常に有効であると考えている。

信頼できる大人を探し出す子どもの力を信じるとともに、子どもたちが気軽に話し始められる環境づくりが、SOSカード配布とともに重要である。様々な人権教育の取組に敬意を表し、今後もしかりに広く浸透させていくか、工夫が必要であると感じた。以上は意見及び感想である。

事務局： いただいた御意見をしっかりと踏まえ、引き続き取り組んでまいりたい。

委員： アンコンシャス・バイアスや男女平等教育の校内研修資料を整備されているが、学校現場からはどのような反応や課題が報告されているか、教えてほしい。

事務局： 男女平等教育推進委員会では、昨年度に男女平等意識を高めるための校内短時間研修資料を作成した。この資料を学校現場で積極的に活用していただきたいと考えている。

今年度と来年度にかけて、同委員会内で、校内での資料の効果的な活用方法について議論を行っていく。6月開催の会合では前向きな意見が多く出され、各委員が校内で資料を展開する体制を整えている。

さらに、取組の進捗や効果を検証するため、統一したフォーマットによるアンケートを作成し集約していくこととしている。今後は他校でもこの取組が広げられるよう検証を進め、男女平等参画の推進を強化してまいりたい。

2 協議

生命（いのち）の安全教育の推進について

議長： 生命（いのち）の安全教育は、子どもが自らの命と他者の尊厳を守る力を育むための重要な教育であり、とりわけ幼児期においては、知識の伝達以上に、日常の関わりや保護者の言動が子ど

もの学びに直結するものである。本日は、保護者向けリーフレットに焦点を当て、保護者の理解と日常での実践につながるものとなるよう、委員の御知見を賜りたい。

○ 事務局が資料に基づき説明

【質問、意見等】

委員： 資料に関して、文部科学省が今年3月に発表した拡充・改訂が反映されていないのではないかと感じている。改訂版では、権利を尊重する理念がより明確に盛り込まれており、資料も改訂すべきと考える。

特に保護者向けの部分では、水着で隠れる部分は大切なところという表現から、体全体が大切なところであるという説明に変わっている。男児・女児とも長袖つなぎのタイプも紹介されており、かなりの変化がある。

子どもたち自身も体全体が大切だと認識している。このため、資料の該当部分を見直す必要がある。

また、人権教育の視点から、幼児期や低学年に「見せてはいけない」「触らせてはいけない」といった禁止のメッセージを強調し過ぎると、被害があった場合に子どもが相談できなくなる可能性が指摘されている。

そのため、「大切なところ」とは何か、「嫌」と感じる権利を尊重し、自己の権利が侵害された場合に相談してよいという権利に基づくアプローチ（ライツ・ベース・アプローチ）をより強調すべきである。

具体的には、子どもの体を「こちょこちょ」する行為はよく見かけると思うが、幼児期の保護者に対しても、子どもが嫌がっているのに続けることは権利侵害と伝えるような、権利を基盤とした生命（いのち）の安全教育の方法を取り入れたリーフレット作成が望ましいと考える。

委員： リーフレットに「生命（いのち）の安全教育を実施した学校の割合 100%を目指す」と明記されているが、これを見た際に県内の全ての学校、私立学校も含めて実施されているという認識でよいのか。

委員： より権利ベースのリーフレット作成が必要であると考えます。子どもの権利条約第34条には、子どもが性的虐待から守られる権利が明記されている。子どもたちは性暴力を受けた際、自分を責めがちであるが、「あなたの大切な権利が侵害されたのであって、あなたは決して悪くない」というメッセージが伝わるライツベースのアプローチが重要である。

被害後に相談できることも子ども自身の権利であることを明確に伝えることにより、子どもがエンパワーされ、これまでは躊躇していたことも勇気をもって行動できるようになる。

資料や指針にある人権感覚も重要だが、意識して権利を振り所に行動できるようにすることが大切である。

被害者、加害者及び傍観者にならないことは重要であるが、より具体的

に「自分と相手を大事にする」とは何かを権利ベースで示すことが必要である。

例えば、嫌なことをされたり、されそうになった際に「ノー」と言う権利や、された後に「嫌だ」と言う権利を持っていることを子どもに伝えることで、言いやすい環境が形成されるだろう。

これらの考え方は、生命（いのち）の安全教育に盛り込み、また家庭向けリーフレットでも、保護者に対して子どもが「ノー」と言える権利を日頃から教えることの重要性を伝えるべきである。

さらに、被害を受けた後の「回復する権利」についても言及が必要である。適切なメンタルケアや治療を受ける権利を子どもに知らせることは、現状日本で十分に進んでいないため、強調すべきである。

「傍観者にならないようにする」という点について、具体的にどのような行動が傍観者にならないことを示すのか。ただ見ているだけでなく、「行動する傍観者（アクティブバイスタンダー）」になることを意味するのであれば、具体的にどのような行動をとるべきかをリストアップするなど、分かりやすく説明することが望ましい。

委員：学校現場ではSNSを通じた性被害の関わりが非常に多く、教員や保護者が知らない間に子どもたちが巻き込まれる事例が数多く見受けられる。幼児期からスマートフォンや携帯電話を便利なツールとして使用し、SNSも利用していることは悪いことではないが、それが原因で本人も気づかないうちに危険なつながりに巻き込まれる場合がある。

このため、リーフレットの中に、幼児期から身近にあるスマホやSNS利用が性被害のリスクにつながる可能性が十分にあることを分かりやすく記述すべきである。これにより、子どもたちや保護者に対して適切な注意喚起を行い、被害防止につなげたい。

委員：子育て経験のある保護者として、今回のリーフレットを拝見し意見を述べる。リーフレットの冒頭に示されている「子どもが被害者にも加害者にも傍観者にもならない」という三つの視点について、被害者に関する記述や被害者への支援は熱心に書かれているが、「加害者」や「傍観者」の視点がやや弱いと感じている。

具体的には、自身の子どもは被害者や加害者ではないと考えているが、傍観者であるかどうかについては不安があり、同様の不安を抱く親も多いのではないかと考える。

傍観者の具体例として、誰かが嫌なことをされているのを見て見ぬふりをする、グループラインで不適切な画像が流れても「消しなよ」と言わず放置するなどが挙げられる。こうした傍観者の存在や行動についても親や

子どもが考える機会があれば望ましい。

先ほどの「こちょこちょ」の話にも共感を覚える。親世代と子ども世代の感覚には大きな隔たりがあり、親自身が世代間ギャップを認識しアップデートする必要があると感じている。

かつては子どものいじめ問題などに親が口出しを控える傾向があったが、現在は子どもたちがスマホで24時間つながっており、心が休まらない状況にある。

また、デジタルタトゥーの怖さやプライバシー尊重の意識が高まり、例えば大学では後ろからの写真撮影に対し許諾を得るのが一般的となっている。こうした親と子ども世代の認識の違いを自覚する機会がリーフレットを通じて得られれば、より良いと考える。

委員： スキンシップの問題は重要であり、養育の過程で体に関わることへの子どもたちの声が上げにくい現状がある。自身の経験では、小学1年生からの特定の問題があった子から居場所について相談されたことがあるが、親の離婚など複雑な背景もあり、メンタル面で大きな影響を受けていた。資料に示されたリーフレットの構想案には大人の責任について十分に記されておらず、子どもの権利はどこで守られるのかについて検討も必要ではないか。

また、幼児期からの教育の必要性については、今年1月に参加した幼稚園での情報モラル講演会で、保護者からも性的な問題や命の教育の動画を通じて子どもが触れる現状が指摘され、「幼児期から性教育や命の教育を始めるべき」という意見があったことから、これに賛同している。

自身は埼玉県警にて対応した事例として、中学・高校生がSNS等を通じて巻き込まれ、同意や不同意の問題から妊娠し不登校になったケースがある。この際、親の責任を問い詰めた経験もある。子どもの命や権利に関する具体的な対策と説明が求められるが、子どもが何でも言いやすい環境づくりが必要である一方、保護者の理解不足も課題である。

リーフレットについては効果的なものになるか懸念もあるが、子どもの教育と保護者理解を両面で進める必要があると考える。スキンシップが性に繋がるという理解も重要であり、子どもからの情報が貴重な学びとなっている。この点も考慮した内容とすることを望む。

委員： 学校現場での性被害事例を踏まえ、リーフレットに対して率直な意見を述べる。自身も幼児の保護者としてリーフレットの対象にはなると考えるが、意識の高い保護者層についてはリーフレットがなくても性教育の情報を十分に得て対応できている現状がある。

インターネット情報や幼児向け性教育書籍なども多く普及しており、そ

の中で本リーフレットが社会全体にどのように浸透し、どんなメッセージを伝えるのかが掴みづらい点を感じている。

特に性被害遭遇リスクに関しては、ネグレクトや虐待傾向のある保護者の存在が大きいため、そうした家庭の子どもが被害に遭いやすいという現実を踏まえた具体的な対策が本リーフレットにどの程度盛り込めるのか疑問がある。今後はより踏み込んだ内容が求められるのではないかと考えており、一つの参考意見として受け止めていただきたい。

委員： 10月の就学時健康診断や2月の入学説明会の際に、これから小学校に入学する保護者を対象にワークショップや説明を行う機会が多い。

リーフレットは単に配布するだけでなく、説明者が一言添えることが非常に効果的である。講座の中で取り上げたり、「これを見てください、大事なことです」と一言伝えたりすることで、保護者の関心を惹きつけ、読み進める意欲を高める効果がある。

既に指摘されているように、一人でも多くの保護者に情報を届ける工夫として、家庭教育アドバイザーの活用が有効であると考える。

委員： 保護者向けリーフレットを同就学時健康診断や入学説明会で配布する計画と説明があったが、単に配布するだけでは読まれない懸念がある。そこで、先ほどの意見にも関連するが、説明会の場でリーフレットの内容について短時間でも口頭で補足説明を行うことや、家庭での具体的な会話例の使い方をワークショップ形式で伝えることなど、保護者に確実に情報が届き活用されるための工夫について留意してもらいたい。

次に、「生命（いのち）の安全教育に関する支援」の情報提供である。文部科学省においては、今年度より新たに「生命（いのち）の安全教育推進アドバイザー」派遣事業を実施していると認識している。教育委員会や学校等が実施する生命（いのち）の安全教育に関連する教員研修においては、文部科学省が任命した講師を無償で派遣し、研修及び指導助言を行うことが可能である。ついては、取組の更なる推進を図るため、本事業の情報を参考にいただければ幸いである。

委員： 小学校の就学時健康診断においては、健診の待ち時間を利用し保護者向けの子育て講座を実施している。リーフレットを効果的に配布するためには、最新の「子どもの権利」に関する情報を盛り込むことが重要である。

また、リーフレットに盛り込めない情報については、関連 URL 等を添付して補完することが望ましいと考える。

【回答】

事務局： 多くの貴重な御意見をいただき感謝する。冒頭で資料に関する御指摘があったが、本リーフレットは生命（いのち）の安全教育に関する保護者向

けリーフレットの検討に当たり必要な情報として、文科省のベースとなる資料を提示したものである。そのため、令和８年３月の改定部分は含んでいないが、実際のリーフレットの作成に当たってはアップデートした内容を反映させてまいりたい。

また、私立学校が対象になるのかに関する質問については、埼玉県こども・若者計画は公立小・中・高等学校及び特別支援学校が取組の対象であり、私立学校は対象外である。リーフレットは入学前の保護者への配布を想定しているが、配布対象については今後事務局で検討を進めてまいりたい。

補足となるが、今回のリーフレットについては、入学後は小学校低学年から高学年、中学校、高校に応じた段階別の生命（いのち）の安全教育を進めていく中で、その前段階でのアプローチも大切ではないかとの課題意識から今回の会議の協議題とさせていただいた。本日いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたい。

3 閉会